

新型コロナの感染急拡大の場合の対応について—濃厚接触者への対応等

厚生労働省は、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」〈令和 4 年 1 月 5 日（令和 4 年 1 月 14 日一部改正）〉を発出しました。主な内容は以下の通り。

- ① オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間は、科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から10日間とする。
- ② ①の濃厚接触者のうち、歯科医療従事者について、各自治体の判断により、待機期間の10日を待たずに検査が陰性であった場合は待機を解除する取り扱いを実施できるとする。待機の解除に当たっては、以下の通り検査等を行うものとする。

- (1) 濃厚接触者が業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。
- (2) 無症状で、核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。
- (3) 検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、核酸検出検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日から 6 日目、抗原定性検査キットを用いる場合は 6 日目と 7 日目にそれぞれ行うこと。キットは薬事承認されたものを必ず用い、歯科医療機関は厚生労働省HP「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)を確認すること。
- (4) いずれの検査方法を用いる場合も、事業者は検査結果を必ず確認すること。陽性が確認された場合には、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要。
- (5) 待機解除後に業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

※なお本会は、本対応に関する都道府県歯科医師会からの質問を取りまとめ、厚生労働省に回答を求めています。

※詳細は、日歯HP「歯科医師の皆様」→新型コロナウイルス感染症について→医療施設等の体制・対応→医療施設等の対応・留意点→「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」〈1/20〉参照。

各種通知等は、日歯 HP 内の「新型コロナウイルス感染症について」（歯科医師のみなさまへ）およびメンバーズルーム (<https://www.jda.or.jp/member/>) に掲載しています。



歯科医師向け



メンバーズルーム

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会
常務理事 小山茂幸
本ニュースレターに関する問い合わせは、
03-3262-9322（広報課）にご連絡ください